

「SAVOR JAPAN」応募要領

制定 7 新食第502号

令和7年6月2日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

1. 「SAVOR JAPAN」の趣旨

日本の食・食文化に対する関心が世界的に高まっており、観光庁の「インバウンド消費動向調査」においても、訪日外国人の飲食に関連する費用が年々増加しています。また、2013年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されて以降、2025年には「大阪・関西万博」の開催、2027年には「横浜花博」を控えており、日本の食文化を国内外に向けて発信する好機として、更なる訪日外国人旅行者の受入の推進を図る必要があります。

農林水産省では、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人の誘致を図る地域の取組を「SAVOR JAPAN」として認定し、我が国が誇る農山漁村の食の魅力を世界に向けて強力かつ一体的に発信することにより、農泊等の農村振興施策やインバウンド・輸出の拡大に繋げる好循環を図ることを目指しています。

このため、新たな「SAVOR JAPAN」の取組を募集します。

2. 応募について

（1）応募団体

「SAVOR JAPAN」実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第6071号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の8に定める実行組織（以下「実行組織」という。）が、単体で応募するものとします。

（2）応募資格

実施要綱の第3に定める全ての要件を満たす取組を対象とします。

（3）応募方法

- ・ 次の①から③までに掲げる資料を下記の新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室宛てに電子メールにより申し込むこと。

【申込先】農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室「SAVOR JAPAN」担当

メールアドレス：syokubunka/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送付の際は「@」に変更すること。

※7MBを超えるファイルを送信する場合には、分割して送信してください。

なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名及びファイル名の最後に「1/1」や「1/3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。

- ① 取組計画書（別紙様式1から4まで）
- ② 取組計画書概要版（別紙様式5）
- ③ 実行組織又は実行組織の中核となる民間組織の直近三年分の決算（事業）報告書
その他財務状況に関する参考資料（当該資料がない場合には、これに準ずる資料）
※参考資料を提出する場合も、ファイルを分割して送信してください。

書類での郵送は不要です。

- ・ 申請書等は、農林水産省ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savor.jp/index.html>

- ・ 応募資料の記入方法は、別添の記載例及び「SAVOR JAPAN」の取組計画の要件の解説を参照ください。

(4) 応募先

6 (1) の農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課へ提出してください。

(5) 応募期間及び今後のスケジュール

- ・ 応募期間 令和7年6月6日（金）から令和7年7月31日（木）18時必着
- ・ 応募期間終了後速やかに審査を行い、12月頃を目途として認定結果の公表を行います。
- ・ ご応募は随時受け付けていますので、検討の際は、お気軽にお問合せください。

3. 認定について

(1) 選定方法

- ・ 申請のあった取組の中から特に優れた取組を「SAVOR JAPAN」として認定します。
- ・ 選定過程において、現地調査又はヒアリングを行う場合があります。

(2) 認定結果の公表及び認定証の交付

認定結果については、12月頃に農林水産省のホームページで公表します。また、後日、東京都内で開催する認定証授与式において、認定証を交付します。

4. その他応募に当たっての留意事項

(1) 応募資料について、後日、担当窓口から内容等の問合せを行う場合があります。

(2) 認定された団体の取組を全国へ優良事例として紹介していくため、広報・PR活動、各種イベント等への御協力をお願いする場合があります。また、パンフレットやホームページなどを通じた広報のため、写真・映像等の提供をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 認定に当たり応募資料に虚偽の記載又は認定後に優良事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、認定を取り消し、認定証を返納していただくこととなります。

5. 取組計画の変更について

以下に定める項目については、取組計画の再認定は不要とします。

- ・ 団体の法人格や名称の変更、代表者の交代、構成員及びアドバイザーの増減及び交代。
- ・ インフラ等受入環境整備について、各整備計画の遂行の実施時期を変更すること又は止むを得ず中止となること。
- ・ その他アドバイザーの助言などにより、当初の計画と比較して、外国人をもてなすための取組として改善、上方修正されることが考えられるもの。

6. 問い合わせ先

(1) 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食文化室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL 03-6744-2012 (直通)

E-mail : syokubunka/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送信の際は「@」に変更すること。

(2) 地方農政局等

- ・ 北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課

〒064-8518 北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22

TEL 011-330-8810 (直通)

- ・ 東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎

TEL 022-263-1111 (代表)

- ・ 関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

TEL 048-600-0600 (代表)

- ・ 北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎

TEL 076-263-2161 (代表)

- ・ 東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目 2 番 2 号

TEL 052-201-7271 (代表)

- ・ 近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL 075-451-9161 (代表)

- ・ 中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎

TEL 086-224-4511 (代表)

- ・ 九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎

TEL 096-211-9111 (代表)

- ・ 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館

TEL 098-866-0031 (代表)